

報道関係者 各位

令和4年11月16日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 金谷 繁夫
監督係長 佐藤 はるみ
電話 018-862-6682

ベストプラクティス企業への局長訪問を実施します ～「過重労働解消キャンペーン」の取組として～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」などの取組を行っています。

秋田労働局（局長 川口 秀人）では、このキャンペーンの取組の一環として、労働局長が「ベストプラクティス企業」（長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる企業）を訪問し、取組状況等を確認します。

日時	令和4年11月21日（月） 午前10時～
場所	株式会社清水組 （男鹿市船越字船越285）
内容	取組状況等に関する意見交換

取材される場合は、秋田労働局労働基準部監督課（018-862-6682：担当佐藤）まで事前にご連絡をお願いします。訪問企業への直接のご連絡はご遠慮ください。